

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 健康づくりの推進
-----	------------

施策主管課	健康増進課	総合計画 記載頁	111
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標




1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	5 健康づくりと地域医療を充実する	基本施策目標	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	------------------------	-------	-------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。
------	-------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略	
産出	基本目標 I	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。
成果	基本目標 I	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
								評価	
産出指標	健康ポイント事業参加者数(累計)(人)	5,000	10,000	14,000	18,000	22,000	A		
	基準値(H29)	—	実績値	8,869	16,874	24,930		33,719	40,743
	目標値(R4)	22,000	単年度の達成度	177.4%	168.7%	178.1%		187.3%	185.2%
	単年度の目標値								
成果指標	日常生活における歩数(歩) 上段:20~64歳男性 下段:20~64歳女性	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	C		
	基準値(H29)	6,083	実績値	7,128	6,289	6,400		6,562	6,688
	目標値(R4)	9,000	単年度の達成度	79.2%	69.9%	71.1%		72.9%	74.3%
	単年度の目標値	8,500							

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
A	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	6.9%	30.9%	37.8%	21.0%	5.0%	31.3%	A
	基準値(H29)	5.0%	32.6%	37.6%	20.3%	5.0%	33.6%	
	H30	5.0%	32.6%	37.6%	20.3%	5.0%	33.6%	
	R1	6.3%	35.8%	42.1%	18.1%	5.3%	28.6%	
	R2	8.6%	33.5%	42.1%	17.7%	3.7%	29.5%	
R3	5.9%	31.0%	36.9%	20.1%	7.3%	29.9%		
R4	17.6%	40.4%	58.0%	15.5%	4.4%	16.3%		

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ
悪性新生物死亡率(%)	中核市平均	291.1	284.1	279.5	278.1	280.2	A
	本市実績	282.6	280.0	280.6	267.2	282.7	
	本市順位	21位/54市中	28位/58市中	29位/60市中	16位/62市中	37位/62市中	

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
-------------------------------------	--

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	C
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	A
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国や県においては、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、健康増進法に基づく次期計画の策定に向けた検討が進んでいる。 超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸を図るため、市民一人ひとりが、家庭はもとより地域や職場においても、生活習慣の改善や食環境づくりなど、自らの健康の保持・増進を図るための主体的な取組の支援が求められている。 新型コロナウイルス感染症の影響により変化したリモートワークの普及などの生活様式等に対応した健康づくりの推進が求められている。 自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、地域レベルの実践的な取組を推進するよう、すべての自治体に計画的な自殺対策が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 健康ポイント事業参加者数については、広報紙やラジオ放送、各種団体研修会等での事業周知に加え、タウン情報誌への記事掲載等を実施したことにより、目標値を大きく上回る市民の参加につながった。 日常生活における歩数については、目標値には到達していないものの、健康ポイントアプリにおける地区ごとのウォークラリーの開催など歩く仕掛けづくりや、健康教育や健康相談、地域・職域連携推進事業など様々な事業において運動習慣の重要性を周知したなどことにより、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生活習慣が変化する中においても、僅かではあるが、増加傾向を維持している。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 事業 予算 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	【①昨年度の評価(成果や課題)】と【②今後の取組方針】
				対象者・軸(誰・何に)	取組(何を)					
1	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	感染症の影響による変更	1,679	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 新たな日常に対応した健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、感染症拡大の状況を踏まえ、講座の内容や対象者に応じた対策方式、健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信、双方向オンライン講座等を開始し、多くの市民が参加していただくことができた。「地域における健康教育」では保健福祉総務課と連携し、地域別テーマにより課題となったテーマについて、感染対策を徹底しながら、実施した。また、令和3年度に作成した「健康つみやき〜まるごと健康ガイド〜」を各種健康教育、出前講座、健康づくり推進員の活動で活用するとともに、社員食堂を有する事業所へガイドブックの概要版など資料を提供し、事業所における健康管理の促進を図った。今後とも、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針】: 関係団体との連携・協力による普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、引き続き、関係団体と連携し、対象に合わせた効果的な手法により健康教育を行っていく。また、健康増進課公式YouTubeなどオンラインを活用した情報発信を検討し、実施していく。
2	健康ポイント事業	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画どおり	83,103	H30	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 参加者数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業への参加者数については、広報紙やラジオ放送、各種団体研修会等での事業周知に加え、タウン情報誌への記事掲載や協賛物品の品目拡充に取り組んだことにより、前年度から7,042人増加したが、平均歩数については、目標値に達していない状況である。 今後は、歩数増加に向けて、魅力を感じられるコンテンツの充実など歩かせ仕掛けづくりが必要であるほか、若い世代からの運動の習慣化を促進するため、参加者の低い20代に向けた効果的な事業の周知や魅力ある協賛物品の確保に取り組む必要がある。 また、参加者の運動歴など、有効なデータを保有していることから、新たな健康づくりの施策等の検討に活用を図るとともに、他の事業分野における活用も検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 若い世代の参加促進と歩かせ仕掛けづくりの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者の歩数増加に向けて、健康ポイント事業で保有するデータの分析により、公共交通利用との相関性などの観点から「歩かせ仕掛けづくり」を検討するとともに、アプリケーションの改修によりQRコード読み取り機能を付加した上で、各種イベントにおけるチェックポイント設置や、駅等の公共交通の結着点を起点とした「ウォークラリー」の開発などに取り組む。 若い世代の参加促進を図るため、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した事業の広報に取り組むとともに、引き続き、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保することにより、市民の参加意欲の向上を図る。 また、庁内関係課と連携しながらデータの有効性を検証し、健康づくりをはじめ他の施策・事業分野における具体的な活用方法について検討する。
3	地域・職域連携推進事業	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰 ・ビジネスPCR等検査支援事業	計画どおり	3,768	H20	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 職場で健康づくりに取り組むための機運醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するとともに、事業所における主体的な取組を支援した。また、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し、出前講座については令和3年度を上回る実績となるなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 他業種に比べ保健指導等の割合が高い建設業において、積極的な支援を行うモデル事業所を選定し、事業所内への健康情報コーナーの設置や、給与明細への健康メモの付録などの取組を実施した結果、従業員の意識や行動に変化が認められるなど、「職場における健康づくり応援サイト」などにおいてその取組事例を周知し、他の事業所への普及を図った。今後も、職場における健康づくりの更なる促進に向けて、機運醸成を図るとともに積極的な支援を実施していく必要がある。 「宇都宮市ビジネスPCR等検査支援事業」については、地域・職域連携推進協議会を通じた情報提供を行い、事業者が従業員に実施するPCR等検査費用の一部を補助したことにより、事業所における社会経済活動の維持や感染リスクの低減に寄与した。なお、本事業については、利用状況や関係の対応方針等を踏まえ、本事業の役割は一定終了したものと考えられることから、令和5年3月末をもって終了とする。 <p>【②今後の取組方針】: 健康づくりに取り組む事業所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報発信するとともに、関係機関と連携しながら、健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 令和4年度に実施した「建設業モデル事業所」に対する取組を踏まえ、令和5年度においては、積極的な支援が必要なもう一つの業種である「運輸・郵便業モデル事業所」に重点化を図り、モデル事業所に対する支援を検討・実施し、具体的な取組を促すとともに、その結果を分析した上で、関係団体と協力しながら他事業所への効果的な波及を図る。
4	特定健康診査等事業	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	233,992	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の受診率向上に向け、未受診者動員においてAIを活用した勧奨を実施し、未受診者の受診率向上につながった一方で、連続受診者の減少や不定期受診者の受診の定着不足が見られ、全体の受診率は令和3年度より回復したものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には及ばなかった。引き続き、受診率向上に向け、定期的な健康管理や生活習慣病予防のための健康診査の重要性等を周知啓発するとともに、受診しやすい環境の整備や効果的な受診勧奨に取り組み、生活習慣病の早期発見・発症予防の取組を促す必要がある。 特定保健指導の実施率向上に向け、集団健康増進の周知啓発や、ハガキ・電話による個別勧奨等に取り組むことにより、年々実施率は増加していることから、更なる実施率の増加が図られるよう、特定保健指導担当者への効果的な勧奨に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 効果的な受診勧奨の確実な実施と健診・保健指導の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防に向け、新型コロナウイルス感染症の影響等により不定期受診者や未受診者となった者の連続受診者への移行や若い世代の受診率向上を目指し、AIを活用した通知勧奨を引き続き実施していくとともに、周知啓発やがん検診とセットで受診できる総合健診・早期健診等の受診者のニーズを踏まえた環境整備に取り組んでいく。さらには、SMSを活用した勧奨の実施や40代への勧奨ハガキに健診の内容や意義を動画でお知らせする「動く手紙」へ誘導する2次元コードを掲載し、IDTを活用した新たな勧奨の手法に取り組んでいく。 特定保健指導実施率のさらなる増加に向けて、特定保健指導の内容や、メール等を盛り込んだ勧奨ハガキや、時機を捉えた保健指導の利用を促す電話勧奨を実施するとともに、IDTを活用した保健指導等の利用しやすい環境整備に引き続き取り組んでいく。
5	自殺予防・心の健康づくり対策事業	戦略事業	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議、宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・こころの健康づくり研修会の開催 ・普及啓発活動(自殺予防週間や自殺対策強化月間) ・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性へのメンタルヘルスに関する情報紙の配布) ・若年層に向けた相談啓発事業 ・各種相談先一覧クリアファイル更新	計画どおり	2,348	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 総合的な自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布した他、市内の大学・専門学校に学生向け、相談窓口の周知啓発を図った。自殺未遂者の支援者マニュアルの各種相談窓口情報を更新するなど、総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。 新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少により、社会全体のつながりの希薄化・孤独・孤立の問題が顕在化している状況下においては、若年層に向けたフッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいる。自殺者数については20代から50代の働く世代が依然として高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組んでいく必要がある。 18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時機を捉え、関係機関と連携し、引き続き若年層に届く方法で周知啓発に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防・こころの健康づくりの取組を推進するため、本市の自殺対策計画に基づき、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、大学、専門学校生向けの「ゲートキーパー研修会」や事業所向けの「こころの健康づくり研修会」を開催する。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスや、社会的孤立等の影響から生じる不安など、市民が抱えるストレス等については、市民一人ひとりが自ら解消できるよう、こころの健康に関する正しい知識やセルフケアの方法、各種相談窓口等について、フッシュ型支援を積極的に取り入れながら広く周知するなど、不安の解消に向けた取組を推進していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民の主体的な健康づくりの取組の促進</p> <p>健康寿命の延伸に向けては、運動の習慣づけや食生活の改善など市民一人ひとりの行動変容につなげるため、市民が運動や生活習慣病に関する正しい情報や知識を手軽に入手し実践できるよう、動画配信やSNSによる情報提供のさらなる充実を図るとともに、市民の健康関心の程度に関わらず、生活の中で自然に健康になれる情報や食品を享受できる環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>・職場で健康づくりに取り組むための機運の醸成</p> <p>職場における健康づくりの取組を促進するため、地域・職域連携推進協議会と連携し、「職場における健康づくり応援サイト」を活用した健康情報の提供や栄養士・保健師等の専門職を事業所に派遣する出前講座、積極的な支援が必要な業種に対するきめ細かな健康づくりのサポート、健康づくり事業者表彰を実施し、その取組内容を「働く人の健康づくり講演会」等を通じて市内事業者へ幅広く周知を行う。</p> <p>・生活習慣病等の早期発見・発症予防</p> <p>特定健康診査やがん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度を未だに下回る状況にあることから、生活習慣病の発症予防・重症化予防が図られるよう、各種健診の受診率向上に向けた取組や健診結果を踏まえた保健指導の更なる充実に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着・促進に向けて、広範囲啓発を行う必要がある。</p> <p>また、30代で進行した歯周病がある人の割合が全国と比較し高い状態にあるなど、生涯を通じた口腔機能の維持・向上に向け、歯の健康づくりに継続的に取り組むことができる環境整備が必要である。</p> <p>・自殺対策の推進</p> <p>自殺者数・自殺死亡率は概ね横ばいであるが、自殺者数が増加している若年層や自殺者数の占める割合の多い20代から50代の働く世代などにおいて、依然として自殺に追い込まれている市民がいることから、若年層や働く世代の自殺者数の減少に向けた取組が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスや、社会的孤立等の影響から生じる不安など、多くの市民が新たなストレスを抱えて生活していることから、様々なストレスや不安の解消に向けた取組が必要である。</p>	<p>・市民の着実な行動変容に向けた取組の促進</p> <p>市民が日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう、引き続き各種出前講座、健康・栄養相談などを実施するほか、オンラインによる健康講座の開催や動画配信を行い、市民の生活習慣の改善に向けた行動変容につながるよう支援する。また、「健康ポイント事業」を推進し、幅広い世代に押し込みながら歩く距離の醸成を図り運動を習慣づけることにより、市民の健康関心の程度に関わらず、減塩や野菜増しなど健康に配慮された食品を選択することができるよう、食品製造業者やスーパーマーケット等との連携により、「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組む。</p> <p>・職場における健康づくりの取組の実施</p> <p>職場における働く世代の健康づくりを促進するため、地域・職域連携推進協議会と連携し、「職場における健康づくり応援サイト」を活用した健康情報の提供や栄養士・保健師等の専門職を事業所に派遣する出前講座、積極的な支援が必要な業種に対するきめ細かな健康づくりのサポート、健康づくり事業者表彰を実施し、その取組内容を「働く人の健康づくり講演会」等を通じて市内事業者へ幅広く周知を行う。</p> <p>・生活習慣病等の早期発見・発症予防</p> <p>総合健診や早期健診などの受診者ニーズを踏まえた健診を受診しやすい環境づくりをはじめ、AI・SMSなどICTを活用した新たな個別受診勧奨などによる各種健診の受診率の向上に取り組むとともに、健診結果から生活習慣等の見直しが必要な方に対し、保健指導の内容やメール等を盛り込んだ利用勧奨を時機を捉えて実施する。</p> <p>また、市医師会等の関係団体と連携・協力しながら、糖尿病などの生活習慣病予防のための各種講演会等を通じ、生活習慣の改善への取組をより一層広げていく。</p> <p>生涯を通じた口腔機能の維持・向上を推進するため、これまでの歯科健診の対象年齢に加え、20歳・25歳・80歳・85歳にも拡大し、切れ目のない歯科健診の受診機会を提供する。</p> <p>・自殺対策の推進</p> <p>若年層、働く世代を始めとする自殺者数の減少を図るため、本市の自殺対策計画に基づき、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、大学、専門学校生向けの「ゲートキーパー研修会」や事業所向けの「こころの健康づくり研修会」を開催する。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスや、社会的孤立等の影響から生じる不安など、市民が抱えるストレス等については、市民一人ひとりが自ら解消できるよう、こころの健康に関する正しい知識やセルフケアの方法、各種相談窓口等について、フッシュ型支援を積極的に取り入れながら広く周知するなど、不安の解消に向けた取組を推進していく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	②	地域医療体制の充実
-----	---	-----------

施策主管課	保健所総務課	総合計画 記載頁	111
-------	--------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	II	「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	5	健康づくりと地域医療を充実する	基本施策目標	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	----	---------------------	-------	---	-----------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	医療機関の連携により、急病・災害などの際に安心して良質な医療が受けられる体制が整備されています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
	産出指標	救急告示医療機関の数	単年度 目標値	16	16	16	16		16	A
基準値 (H29)		16	実績値	16	16	16	17			
目標値 (R4)		現状維持	単年度の 達成度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	106.3%		
成果指標		夜間・休日における市内二次救急医療機関の受入率(%)	単年度 目標値	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	A	
		基準値 (H28)	90.3	実績値	89.5	90.5	90.2	89.1		88.0
		目標値 (R4)	88以上	単年度の 達成度	101.7%	102.8%	102.5%	101.3%		100.0%
	② 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価	
		単年度 目標値								
		基準値 (H29)		実績値						
目標値 (R4)		単年度の 達成度								
単年度 目標値										
基準値 (H29)		実績値								
目標値 (R4)		単年度の 達成度								

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値 (H29)	5.3%	28.7%	34.0%	18.6%	6.5%	
調査結果		H30	5.5%	29.1%	34.6%	17.0%	8.0%	36.8%	
基準値+5pt		R1	6.3%	30.2%	36.5%	19.3%	5.8%	32.8%	
基準値-5pt		R2	7.2%	27.0%	34.2%	17.9%	5.1%	34.9%	
調査結果		R3	5.3%	28.8%	34.1%	19.8%	8.1%	31.3%	
基準値+5pt		R4	15.5%	33.9%	49.4%	20.7%	8.8%	14.2%	

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B
【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ		
	病院、一般診療所施設数/市民10万人		中核市平均	92.2	93.7	94.4	94.1	94.7	指標	評価
	本市実績		本市実績	88.9	88.8	89.3	89.0	90.1		
本市順位		本市順位	28位/54市中	33位/58市中	37位/60市中	37位/62市中	37位/62市中	指標	評価	

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	→	→
-------------------------------------	---	---

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	A
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価		
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう、感染症対策などを適切に講じながら、救急医療体制を安定的かつ円滑に運営することが求められている。 近年、大規模な災害が頻発する中、災害時に救護所となる医療機関等において円滑な運営が行えるよう、感染対策に十分に配慮しながら、医療関係団体等と連携した医療提供体制を安定的に確保することが求められている。 安全で安心な医療サービス及び医薬品の適切な提供ができるよう、感染症の状況に対応しながら、医事・薬事監視による良質かつ適切な医療体制や医薬品・医療機器・毒物劇物の安全性を確保することが求められており、また、地域包括ケアの更なる推進にあたっては、かかりつけ医・かかりつけ薬局・薬剤師の役割が大きくなっている。 薬物乱用者の低年齢化に加え、用途外での市販薬の乱用などが社会問題となっている。 		95点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、救急医療機関が連携・情報共有し、救急患者の受入れ体制等の評価・検証を行い、円滑で安定的な救急医療体制が確保されている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、医療機関等との連携により、救急患者の受入れ体制を確保するなど、市民が安心して医療が受けられる体制を構築するとともに、病院や薬局等に対する監視・指導により、良質かつ適切な医療提供体制や医薬品の安全性についても確保されたことで、市民満足度は前年度より上昇している。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	①昨年度の評価(成果や課題)と②今後の取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	夜間休日救急診療所運営事業		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	430,810	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):初期救急医療体制の維持・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし、コロナの状況下においても屋外施設(プレハブ等)を活用した診療を行うなど、夜間休日救急診療所の円滑な運営に取り組んだ。今後は、市民が診療所内で安心して受診できるよう、施設内における感染症対策の強化に取り組むほか、令和6年4月から適用される医師の時間外労働規制に係る「医師の働き方改革」へ対応し、夜間・休日における大学病院等からの医師の派遣を継続する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制の維持・確保を図るため、市医師会や事業団等と連携しながら、夜間休日救急診療所の感染症対策の施設改修に取り組むとともに、「医師の働き方改革」へ適切に対応するため、大学病院等からの医師派遣継続に係る手続きを進め、従事する医師の安定的な確保に努める。
2	病院群輪番制病院運営費補助金		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院, NHO 栃木医療センター, JCHOうつのみや病院, 宇都宮記念病院, NHO 宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	74,522	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。
3	災害時医療対策事務		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催	計画どおり	1,144	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な災害時医療救護体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナの状況下において関係機関、団体等が一堂に会した訓練が実施できない中、医療機関とEMIS入力訓練を実施し、医療機関の被災状況などの情報を共有することで、災害時の連絡通信体制の確保が図られた。今後は災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、感染症対策を講じながら実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:医療関係団体等と連携した訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、医療機関等と実践的な訓練を行っていく。
4	医事・薬事監視指導事務		<ul style="list-style-type: none"> 良質かつ適切な医療提供の確保 医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保 かかりつけ薬局・薬剤師の推進に係る啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所 薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設 市民 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可及び監視指導の実施 かかりつけ薬局・薬剤師の推進にかかる啓発 	計画どおり	1,060	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療提供体制及び医薬品等の安全性の確保、薬物乱用防止対策とかかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法及び医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 薬のことについて、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬局・薬剤師」に係る市民への周知のため、市薬剤師会と連携して市民公開講座や出前講座の実施した。 <p>【②今後の取組方針:医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化、かかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医事・薬事関係監視指導計画に基づき、医療施設等に対する立入検査を実施し、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 また、市薬剤師会等と連携し、市民に対し、「かかりつけ薬局・薬剤師」に係る効果的な啓発に取り組む。
5	宇都宮市医療保健事業団補助金		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	90,022	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的で安定的な運営体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費の一部補助したことで、安定的な運営につながった。また、事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。 <p>【②今後の取組方針:安定的な運営体制の確保に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費の一部補助するなど、事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> 初期救急及び二次救急医療体制の維持・確保 救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう、感染症対策などを適切に講じながら、初期救急、二次救急医療の安定的かつ円滑な提供体制を維持する必要がある。 災害時医療提供体制の確保 災害等の緊急時に適切な医療や救護を提供できるよう、災害時医療提供体制の安定的な確保を図る必要がある。 良質かつ適切な医療提供体制の確保 市民が安心して必要な医療サービスが受けられるよう、良質かつ適切な医療提供体制を確保するとともに、市民の適正な受診や服薬管理に繋がるよう、身近な地域での医療機関受診や薬局利用を促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療機関における感染症対策の強化及び二次救急医療体制の評価・検証、見直し 市民の安全で健康な暮らしを支えられるよう、本市の初期救急医療を担う夜間休日救急診療所の感染症対策の施設改修に取り組むとともに、「医師の働き方改革」へ適切に対応し、従事する医師の確保に努めながら、診療所の適切かつ円滑な管理運営体制を確保する。また、二次救急医療体制についても、「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において、本市の救急患者受入の現状等にかかる情報の共有、評価・検証を行いながら、関係機関と連携し、安定的かつ円滑な救急医療提供体制の維持・確保を図っていく。 災害医療提供体制の安定的な確保 円滑な医療救護活動が行えるよう、震災などの災害を想定した、医療機関等と実践的な訓練を実施し、その検証結果等を踏まえ、必要に応じてマニュアルを見直すなど、災害時医療提供体制の安定的な確保を図っていく。 医療機関や薬局等に対する確実な監視・指導の実施 市民が住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう、引き続き、医療機関や薬局等に対する監視・指導を実施し、良質かつ適切な医療提供体制の確保を図っていく。また、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」の役割や重要性等に係る市民への周知啓発等に取り組んでいく。

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 支え合いによる高齢者の日常生活の充実
-----	----------------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画 記載員	113
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	6 高齢期の生活を充実する	基本施策目標	高齢者が地域で支え合いながら、多様な生活支援や充実した医療・介護・福祉サービスを利用することができ、自らも社会貢献や介護予防に取り組むことで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしています。
------	------------------------	-------	---------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができます。
------	-----------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	介護保険制度や総合事業などに関する市民等への周知・啓発回数(回)	単年度目標値	現状以上	現状以上	現状以上	現状以上		現状以上
基準値(H28)			169						
実績値			199	167	80	84	97		
成果指標		介護サービス利用者等に対する地域ケア率(%)	単年度目標値	15.2	15.8	16.4	14.6	15.4	B
			基準値(H29)	14.6					
			実績値	15.6	13.8	13.7	14.8	14.4	

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値(H29)	3.2%	22.4%	25.5%	23.8%	10.1%	
調査結果		H30	3.5%	18.5%	22.0%	21.1%	8.8%	45.1%	
基準値+5pt		R1	2.6%	26.3%	28.9%	17.7%	8.4%	40.2%	
基準値-5pt		R2	5.6%	22.1%	27.7%	18.8%	6.0%	40.5%	
調査結果		R3	3.9%	22.1%	26.0%	20.4%	7.0%	41.6%	
基準値+5pt		R4	4.9%	22.0%	26.9%	18.4%	7.0%	43.3%	

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B
【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4			
	居宅サービスを使わずに施設サービスを使っている人の数/人口1千人あたり(人)		中核市平均	6.4	6.5	6.6	6.6	6.6	評価の組合せ	
			本市実績	5.2	5.3	5.5	5.5	5.6	指標	評価

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

・認知症サポーター養成事業
 ⇒ 認知症月間事業において、コロナ禍でも認知症に関する知識や相談先の情報発信が行えるよう、パンパピジョンや金融機関などの常設モニターを活用し、認知症の正しい理解を普及するためのインフォーマーシャル映像の配信を行った。

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・高齢者数や、高齢者単身・夫婦世帯数、認知症の人の数の増加に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、地域における見守りや生活支援の充実などの地域支え合い体制を推進するとともに、適正なサービスの確保や自立支援・重度化防止の取組の強化などの介護サービスの更なる充実などに取り組む必要がある。 ・国では「共生」と「予防」を両輪とした「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症施策の更なる推進を目指しているところであり、こうしたことを受け、本市においても、普及啓発等のこれまでの取組のより一層の強化を図るとともに、認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくりや認知症の早期診断・早期対応などに取り組むことが求められている。また、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年5月に成立し、総合的な対策を推進することとされている。 ・「成年後見制度利用促進法」が制定されるとともに「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築など、法律・福祉の専門職団体との連携により成年後見制度の広報や相談などを担う体制の整備が求められている。			80点
施策指標	・感染症対策の徹底やオンライン方式の活用に取り組んだ結果、出前講座や各種教室を受講する企業・団体等が増えており、実施回数はコロナの影響からの回復傾向が続いている。 ・地域密着型サービスを利用して在宅生活を維持している介護サービス利用者は着実に増加しているものの、介護サービス利用者全体の伸びがこれを上回り、地域ケア率は前年と同水準となった。	市民満足度	・新たな日常を踏まえながら、地域包括支援センターによる地域の見守り支援や、介護サービスの質の向上、認知症サポーターの養成などに取り組む、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の充実に努めてきた結果、基準値よりも高い満足度を維持している。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	認知症総合支援事業	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護従事者、市民(認知症の疑いのある方など)	医療や介護が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実、認知症の早期発見や相談支援の推進	計画どおり	6,538	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：認知症の本人・家族に対する相談機会の充実】</p> <p>・令和4年4月に認知症サロン「さくらカフェ」を新たに設置し、クリスマス会や子ども向けの学習教室などの地域に根差したイベントを開催しながら、地域住民への積極的な事業周知に取り組んだことにより、認知症の方やその家族の利用が月40名を超え、参加者の定着を図ることができた。</p> <p>・また、もの忘れ相談会においては、地域別データ分析で認知症リスクの高い傾向があった地域での開催を継続し、認知症の本人の不安や家族の悩みなど、それぞれの地域における幅広い相談ニーズに応じることができている。</p> <p>・引き続き、より多くの地域における相談機会の充実に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：もの忘れ相談会及び認知症カフェの普及促進】</p> <p>・より多くの地域において、認知症の本人・家族に対する相談体制の強化を図るため、もの忘れ相談会の開催地域や開催施設の工夫に取り組むとともに、地域における認知症カフェ(認知症の方を始めとする誰もが集える場)の取組の普及促進に取り組む。</p>	
2	認知症周知啓発事業	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	感染症の影響による変更	786	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：認知症の方を支える地域づくりの推進】</p> <p>・認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、コロナの影響により依然として養成者数は低調となっているものの、オンライン方式の活用を働きかけながら、新たな団体・学校の開催につなげるなど、着実に参画団体の裾野を広げている。</p> <p>・認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、養成者数が100人に達したほか、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症グループホームにおける演奏会の開催などにつなげるなど、着実に活動の輪を広げている。</p> <p>・地域共生社会の構築に向け、認知症サポーターや認知症パートナーが地域で活躍し、それぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりを推進する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：認知症の方を地域で支える支援の実施】</p> <p>・認知症パートナーが中心となり、認知症サポーターを始めとする地域住民が協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、認知症サポーターや認知症パートナーの活動を周知するとともに、地域住民によるはいかい高齢者の早期発見に資するスマホアプリの導入や、認知症を原因とする事故等が生じた場合に一定の補償を行う保険制度の創設に取り組む。</p>	
3	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業		地域の見守りと支援体制の充実	概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる安否確認	計画どおり	ケア会議 4,220 安否確認 2,069	H15	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：コロナ禍におけるひとり暮らし高齢者調査と見守りの実施】</p> <p>・ひとり暮らし高齢者を把握するための調査について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの民生委員等による訪問調査に代わり、見守りの希望や緊急連絡先などを確認する調査票を郵送して実施した。得られた情報は、民生委員や地域包括支援センターと情報共有し、見守りや安否確認につなげることができた。また、見守りが必要な者に対しては、地域ケア会議(見守り活動会議)において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針：見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】</p> <p>・見守り対象者の把握のため、民生委員等による訪問調査を実施し、民生委員や地域包括支援センターと連携し、対象者の効率的な把握に努める。</p> <p>・高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。</p>	
4	成年後見制度(高齢者)		高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	3,945	H14	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：成年後見制度の周知・啓発と利用に向けた支援、成年後見制度利用促進計画の策定】</p> <p>・パンフレット等による成年後見制度の利用に向けた周知啓発を行うことにより、制度の理解促進に取り組んだほか、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において、成年後見制度の利用につなぐとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。</p> <p>・成年後見制度の円滑な運用に当たり、司法・福祉・行政関係者から構成される「成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、市民への制度理解の促進や成年後見制度における中核的な役割を担う機関の設置、関係機関による地域連携ネットワークの構築などについて議論を重ね、本市地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)に今後の施策展開の方向などを盛り込んだ。</p> <p>【②今後の取組方針：中核機関の設置及び市民後見人の育成】</p> <p>・成年後見制度利用促進協議会(司法・福祉・行政等で構成)を設置し、成年後見制度の利用促進に向けた関係機関の連携強化を図る地域連携ネットワークを整備していく。</p> <p>・市社会福祉協議会への委託により中核機関を設置し、成年後見制度についての周知啓発や、各種相談対応、成年後見人等となる受任者の調整などの業務を行い、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。</p> <p>・市民後見人養成研修を実施し、成年後見制度の需要増大に対応していく。</p>	
5	紙おむつ購入費支給事業		・介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割、8割または7割を支給 ・支給方法…紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画どおり	189,404	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：紙おむつ購入費支給事業の周知により支給件数が増加】</p> <p>・広報紙等により事業周知を行い、前年度よりも償還払い、宅配方式ともに支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針：紙おむつ購入費支給事業の継続実施】</p> <p>・在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。</p>	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域における見守り体制の充実 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう、見守り対象者の確実な把握や、見守り対象者の状況に応じた適切な見守りのための支援に取り組む必要がある。</p> <p>・高齢者の在宅生活を支える支援の充実 支援やサービスを必要とする高齢者が、本人の希望により、住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、心身等の状況に応じた適正な支援・サービスを提供する必要がある。</p> <p>・認知症ケアや権利擁護に関する支援体制の充実 認知症の疑いのある高齢者等が、早期に認知症を発見し、円滑に医療・介護・福祉のサービスを利用することができるよう、認知症サロンなどの相談体制などの支援体制を充実していくほか、認知症高齢者等の権利擁護支援を必要とする方がより円滑に成年後見制度を利用することができるよう、行政、司法、福祉関係者の連携による支援体制の構築に取り組む必要がある。</p> <p>・認知症の方を地域で支える人材の養成・支援 高齢者を始めとする市民が、認知症があってもなくても同じ地域でともに暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加を受容する社会環境の整備や、認知症の方に対する具体的な支援活動の推進に取り組む必要がある。</p>	<p>・地域における見守り体制の充実 ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業において、民生委員等による訪問調査を実施し、見守り対象者の効率的な把握に努めるとともに、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。</p> <p>・高齢者の在宅生活を支える支援の充実 支援やサービスを必要とする高齢者等に対する適正なサービスの提供に向け、引き続き、シルバー人材センターと連携した高齢者等ホームサポート事業の周知による多様な生活支援サービスの利用促進に取り組むほか、広報紙による紙おむつ購入費支給事業の周知による介護者の負担軽減に取り組む。</p> <p>・認知症ケアや権利擁護に関する支援体制の充実 認知症のケア体制の充実に向け、オレンジサロンにおける活動内容の充実や民間事業者が運営する「認知症カフェ」の普及促進などを通じ、より身近な地域における相談体制を強化するとともに、専門職向け研修の開催や認知症対策部会における検討などを通じ、関係機関・団体間の更なる連携強化を図っていく。</p> <p>・成年後見制度の利用促進に向け、関係機関の連携強化を図るため、成年後見制度利用促進協議会を設置し、地域連携ネットワークを整備するとともに、中核機関を設置(市社会福祉協議会に委託)し、成年後見制度についての広報や一次相談機関等からの相談支援などに対応する。また、市民後見人の育成・活動支援を通して、成年後見制度の需要増大に対応していく。</p> <p>・認知症の人を地域で支える人材の養成・支援 認知症の方の社会参加を受容する社会環境の整備に向け、認知症サポーター養成講座の開催機会の拡大や認知症事故に関する保険制度の創設に取り組む。認知症の方に対する具体的な支援活動の推進に向け、認知症パートナーの活動促進や地域住民による徘徊高齢者の早期発見に資するスマホアプリの導入に取り組む。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 高齢者の生きがいがづくりの推進
-----	-------------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画 記載頁	113
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	6 高齢期の生活を充実する	基本施策目標	高齢者が地域で支え合いながら、多様な生活支援や充実した医療・介護・福祉サービスを利用することができ、自らも社会貢献や介護予防に取り組むことで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしています。
------	------------------------	-------	---------------	--------	--

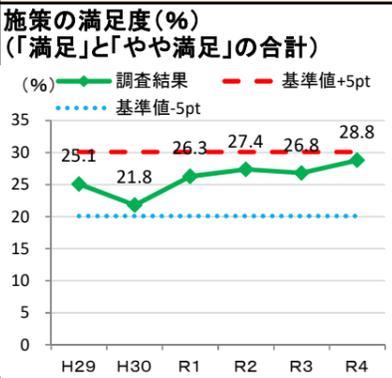
2 施策の取組状況

施策目標	高齢者一人一人が、地域の中で自らの知識や経験を生かしながら、元気に行動し、いきいきと暮らしています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
単年度 実績値	28,221	29,480	23,849	20,691	19,852		
単年度 達成度	101.0%	99.6%	76.4%	80.4%	75.6%		
産出指標	高齢者外出支援事業の利用者数(人)						—
	基準値(H28)	25,153					
	目標値(R4)	26,250					
成果指標	ほぼ毎日外出している高齢者の割合(%)						—
	基準値(H29)	37.3					
	目標値(R4)	41.7					

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
単年度 実績値	3.3%	18.5%	21.8%	18.5%	8.0%	49.1%		
単年度 達成度	3.5%	22.8%	26.3%	18.4%	6.7%	43.5%		
	5.1%	22.3%	27.4%	15.1%	5.3%	44.2%		
	5.6%	21.2%	26.8%	19.8%	5.3%	43.3%		
	5.2%	23.6%	28.8%	15.5%	6.2%	44.8%		



③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									B			
【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)					H30	R1	R2		R3	R4	
	要介護認定を受けていない高齢者の割合(%)					中核市平均	81.0	81.1		80.7	80.7	80.4
						本市実績	84.2	84.0	83.5	83.2	82.8	
					本市順位	7位/54市中	7位/58市中	8位/60市中	12位/62市中	12位/62市中	指標	評価

※【①施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

・高齢者外出支援事業
 ⇒ 地域内交通のICカード導入に伴い、福祉ポイントが利用可能となったことから、庁内外の関係各所と連携し、ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めた。

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	—
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組の深化・推進を図っている。 ・本市においては、総人口が減少に転じる中、老年人口は増加し年少人口は減少すると見込まれており、これにより高齢化率は年々上昇し、2025年(令和7年)には26.6%に達するものと見込まれている。中でも、2025年(令和7年)における75歳以上の人口は2015年(平成27年)の約1.5倍に増加し、医療・介護ニーズが一層高まると見込まれていることから、高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、多様な生活支援や、医療・介護などの専門的な支援の充実を図る必要がある。 ・高齢者が健康寿命の延伸を図るとともに、地域において元気に活躍するためには、地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防を推進するとともに、個々の興味や関心に応じた社会参加や生きがいがづくりを支援する必要がある。			80点
施策指標	市民満足度	・新たな日常を踏まえながら、高齢者の介護予防や生きがいがづくりに取り組むとともに、高齢者外出支援事業を通じた外出時の利便性の向上に寄与したため、基準値よりも高い満足度を維持している。	概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	①昨年度の評価(成果や課題)と②今後の取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	高齢者外出支援事業	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画どおり	119,424	H15	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の拡充とICカードを活用した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通のICカード導入に伴い、福祉ポイントが利用可能となったことから、庁内外の関係各所と連携し、ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めたことにより、高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図った。 <p>【②今後の取組方針:ICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後開業を迎えるLRTをはじめとした本市の公共交通の充実と合わせ、ICカードを活用した外出支援事業のPRに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげていく。 	
2	高齢者等地域活動支援ポイント事業	SDGs	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	22,282	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の円滑な実施と登録団体へのアンケート実施による現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、リモートによる傾聴活動など、各団体において、できる限りの工夫をしながら活動を行うことができた。 ・全庁的なDX推進の流れを踏まえ、本市で実施している他のポイント事業と同様、アプリでの実施の可否について、登録団体へアンケートを実施し、現状把握に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:参加促進に向けた事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施結果などを踏まえながら、アプリの導入を含めた今後の在り方について検討する。 ・市主催の「はつらつ教室」など、回数が10回程度で完結する事業のみの参加者でも奨励物品への交換をしやすいように、専用の申請書を、当該事業参加者用に用意するなど、申請書等の見直しを行っていく。 	
3	みやシニア活動センター事業		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代(おおむね50歳以上の市民)	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	計画どおり	1,611	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍に対応した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な感染防止対策を講じながら、予定していた事業を実施した。 ・企画事業は定員を制限して実施しているため、利用者数はコロナ禍前の水準には至っていないが、栃木県シニアサポーターによる事業(ふれあい村)について、各講座や市広報紙を活用した周知により、利用者が増加したため、センター利用者数は昨年度から大幅に増加した。 <p>【②今後の取組方針:栃木県シニアサポーターや関係機関等との連携によるセンター事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、センター事業を支援している栃木県シニアサポーターとの連携を図り、センター事業の実施に取り組む。 ・ネットワーク会議を開催するなど、ハローワーク等の関係機関・団体等との連携を維持し、シニア世代の一次的相談機関として幅広い利用者のニーズにも対応できるよう取り組む。 	
4	シルバー人材センター運営費補助金		高齢者の就労支援の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画どおり	34,393	S55	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き、効果的・効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。 	
5	一般介護予防事業		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室(はつらつ教室)の開催 ・自主グループの支援 ・プロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮ブリッツェン、宇都宮レックス)と連携した「いきいき健康教室」の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣 	計画どおり	34,046	H29	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護予防の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の質の向上や介護予防教室を運営する地域包括支援センターの負担軽減を図るため、運営主体を民間企業に変更したことで、全会場で内容が統一され、体力測定を教室の前後に実施することで、参加者への介護予防の意識づけを促すことができた。 ・プロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」については、定員を超える申し込みがあり、参加者からは楽しく介護予防に取り組めたとの声が数多く聞かれるなど、健康の保持・増進を促すことができた。 ・自主グループに対するリハビリ専門職や歯科衛生士、管理栄養士等の専門職派遣事業については、派遣を依頼したグループから、今後の活動の励みになったという声が聞かれ、自主グループの活性化につながることができた。 <p>【②今後の取組方針:地域における介護予防事業の取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エビデンスに基づく介護予防の推進につなげるため、介護予防事業で得られた体力測定等のデータを集約し、有効活用する仕組みを検討するとともに、介護予防教室への参加者拡大を図るため、オンライン体操教室を開催する。 ・様々な介護予防事業の棲み分けの明確化や、自主グループへの移行など自立をより強く意識した短期集中型の支援について、地域包括支援センターとの意見交換を行いながら、より効果的な事業実施に向けた対応策を検討する。 ・自主グループへのリハビリ専門職の支援内容について、活動の定着・持続や活性化を図れるよう、ニーズに合わせたテーマ別の運動メニューの設定や活動効果把握のための体力測定指導の導入を検討する。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出や社会参加の促進 高齢者外出支援事業や高齢者等地域活動支援ポイント事業など、高齢者の外出機会拡大や社会参加促進に資する事業については、DX化の流れを踏まえ、更なる利便性向上や参加促進に取り組む必要がある。 ・高齢者の主体的な生きがいづくり等の推進 人生100年時代を迎える中、より多くの高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら、充実した高齢期を過ごせるよう、高齢者の主体的な生きがいづくりや地域貢献活動などを支援する必要がある。 ・高齢者の効果的・効率的な介護予防の推進 高齢者が主体的に介護予防に取り組む、心身の状態等を維持・改善することができるよう、体力測定等のデータ活用などエビデンスに基づく活動内容の充実やリハビリテーション専門職の関与などを通じた、介護予防の効果を一層高めるための支援に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出や社会参加の促進 高齢者外出支援事業については、今後開業を迎えるLRTをはじめとした本市の公共交通の充実と合わせ、ICカードを活用した外出支援事業のPRに努めるとともに、更なる利便性の向上を図るなど、高齢者の外出の促進につなげていく。 高齢者等地域活動支援ポイント事業については、アンケートの実施結果などを踏まえながら、アプリの導入を含めた今後の在り方について検討する。 ・高齢者の主体的な生きがいづくり等の推進 高齢者の主体的な生きがいづくり等の推進に向け、みやシニア活動センターや老人福祉センターなどにおいて、幅広い利用ニーズを踏まえた教養講座等の開催内容の充実に取り組むとともに、シルバー人材センターや老人クラブにおいて、活動内容の充実に向けた支援に取り組む。 ・高齢者の効果的・効率的な介護予防の推進 エビデンスに基づく介護予防の推進につなげるため、介護予防事業で得られた体力測定等のデータを集約し、有効活用する仕組みを検討するとともに、介護予防教室への参加者拡大を図るため、オンライン体操教室を開催していく。 リハビリテーション専門職の関与による効果的な介護予防活動の実践に向け、短期集中型の支援において、自主グループへの移行など自立をより強く意識した活用方法を検討するとともに、自主グループへのリハビリテーション専門職の派遣において、活動の定着・持続や活性化につながる事業内容を検討する。

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 地域包括ケアシステムの構築・推進
-----	--------------------

施策主管課	高齢福祉課	総合計画 記載員	113
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	6 高齢期の生活を充実する	基本施策目標	高齢者が地域で支え合いながら、多様な生活支援や充実した医療・介護・福祉サービスを利用することができ、自らも社会貢献や介護予防に取り組むことで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしています。
------	------------------------	-------	---------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	多様な生活支援や、充実した医療・介護サービスなどが提供され、在宅で安心して生活を送る環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	第2層協議体の設置数(地区)	単年度目標値	15	25	39	39			39	B		施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	3.0%	20.4%	23.4%	
基準値(H29.4)			0	12	19	28	30	34	H30	4.3%				19.3%	23.6%	16.0%	6.5%	50.4%
目標値(R4)		39	80.0%	76.0%	71.8%	76.9%	87.2%	R1	4.4%	26.7%	31.2%		14.7%	7.0%	42.6%			
在宅医療に関する講座の参加者数(人)		単年度目標値	850	1,200	1,550	2,150	2,450	B	R2	6.0%	20.7%		26.7%	15.6%	5.8%	45.1%		
		基準値(H28)	150	1,327	1,782	1,814	1,900		2,029	R3	4.7%		21.2%	26.0%	18.2%	8.4%	42.5%	
目標値(R4)		2,450	156.1%	148.5%	117.0%	88.4%	82.8%	R4	5.4%	24.9%	30.3%		12.2%	8.0%	45.1%			
成果指標	生活支援サービスを提供する事業者・団体数(者)	単年度目標値	210	215	220	225	230	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								B	
		基準値(H29.4)	197	257	259	262	272		268									
	目標値(R4)	230	122.4%	120.5%	119.1%	120.9%	116.5%	A	【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4		評価の 組合せ
	人生の最後を在宅(医療機関以外)で迎える市民の割合(%)	単年度目標値	22.2	23.2	24.2	25	26			地域包括支援センター箇所数 /65歳以上1千人	中核市平均	0.1	0.15	0.15	0.140	0.150		
基準値(H27)		21.5	22.9	23.5	25.9	28.4	30.7	本市実績		0.201	0.197	0.193	0.191	0.188				
目標値(R4)	26.2	103.2%	101.3%	107.0%	112.7%	117.2%	本市順位	8位/54市中		9位/58市中	10位/60市中	10位/62市中	12位/62市中	指標	評価			

※【①施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況 (該当なし)

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	A
	総合評価	順調:A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調:主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ:C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を更に進めるため、2017年(平成29年)に「地域包括ケアシステムの深化・推進」を柱とした介護保険法の改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化など、様々な取組や制度の見直しが進められることとなった。また、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年5月に成立し、総合的な対策を推進することとされている。 本市においては、総人口が減少に転じる中、老年人口は増加し年少人口は減少すると見込まれており、これにより高齢化率は年々上昇し、2025年(令和7年)には26.6%に達するものと見込まれている。中でも、2025年(令和7年)における75歳以上の人口は2015年(平成27年)の約1.5倍に増加し、医療・介護ニーズが一層高まると見込まれていることから、高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、多様な生活支援や、医療・介護などの専門的な支援の充実を図る必要がある。 	90点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 市民の地域包括ケアシステムに関する理解促進を図るため、地域の実情に応じた第2層協議体に係る勉強会等を開催した結果、第2層協議体の設置が着実に進んだ。 広報紙やパンフレット等を活用した在宅療養に関する周知に努めた結果、在宅医療・介護サービスの利用が進み、サービス提供事業所・団体の確保や人生の最期を在宅で迎える市民の割合の増加につながった。 		順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	①昨年度の評価(成果や課題)と②今後の取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	在宅医療・介護連携推進事業	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	19,920	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):多職種連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の構築に向け、医療・介護連携支援ステーションが開催するブロック連携会議において、医療・介護従事者だけでなく、三士会(県弁護士会、司法書士会、県社会福祉士会)の会員や生活保護ケースワーカーなどの参画により、多機関協働につながるテーマを取り上げ、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応力の向上を図ることができたことから、引き続き、多職種連携の強化に取り組む必要がある。 ・地域包括ケア推進会議で意見を伺いながら、服薬管理をテーマとする在宅療養パンフレットの作成や、人生会議をテーマとする公開講座の開催に取り組み、市民への在宅療養に関する理解の促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:多機関連携に向けた研修の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な職種の協働による包括的な相談支援体制の整備に向け、医療・介護連携支援ステーションにおいて、引き続き、多職種が参加するネットワーク研修を開催し、更なる連携の強化を図る。 ・服薬管理に関する市民理解の更なる促進に向け、令和4年度に作成した服薬管理に関するパンフレットを活用し、市民周知に取り組む。 	
2	介護予防・生活支援サービス事業	好循環P 戦略事業	要支援者等に対する支援の充実	・生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画どおり	1,174,176	H29	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等の自立支援・重度化防止に向けて、地域包括支援センター等を対象とした研修会を開催し、事業の目的や各サービスの内容、特徴等を周知するほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、前年度から、地域における支え活動(サービスB等)の担い手を含めた養成を行った。 ・引き続き、多様なサービスの利用促進に向けて、ケアプランの作成を担う地域包括支援センター等と連携を図るとともに、介護人材が不足する中、サービスの提供体制を維持・充実していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:多様なサービスの提供体制の維持・充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、引き続き、研修会等の機会を通じて、利用促進に向けた事業説明を行うほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、介護人材や提供事業者の確保を図るなど、多様なサービスの提供体制の維持・充実を図る。 	
3	地域包括支援センター運営事業		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題把握や解決を目的とした、地域ケア会議の開催	計画どおり	626,601	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):共生型の相談窓口設置に向けた地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施した。また、地域包括支援センターが継続的に役割を果たせるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価を行い、業務状況を明確化するとともに、評価未達成の項目について、市が各地域包括支援センターと個別にその要因を分析・支援を行い、センター間で共通認識が必要な項目については、担当者会議を活用し、共通理解を図った。 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、庁内外の検討組織において検討を重ね、「包括的な支援体制の構築」と「地域支え合い活動」に向けた支援を一体的かつ重層的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施に伴い、令和5年4月より共生型の相談窓口を地域包括支援センターに設置することで合意を図った。 <p>【②今後の取組方針:地域包括支援センターの運営体制の整備・機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型の相談窓口として、複雑化・複合化した課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例研修や職種別研修等を実施し、センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう、本市の実情を踏まえ、組合せ可能なサービスの充実など介護予防ケアマネジメントの見直しや相談窓口におけるICT環境の整備などを通じ、センター業務の効率化を図る。 ・多職種参加により高齢者に関する個別課題の解決策を検討する地域ケア個別会議の実施率向上に向けて、現状分析を行うとともに、効率的かつ効果的な会議実施となるよう運用見直しを検討する。 	
4	訪問看護ステーション設置促進事業	SDGs 好循環P 戦略事業	訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者(市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画どおり	93	H30	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助内容の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの事業所数は、計画値を上回っている一方で、廃業する小規模事業所もあることから、引き続き、実態に即した補助内容の見直しを行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業の効果検証・あり方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)や栃木県看護協会などの意見を伺いながら、事業の効果検証に取り組むとともに、事業のあり方を検討していく。 	
5	生活支援体制整備事業	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の掘り起こしや、その解決策の検討等を実施	計画どおり	6,679	H29	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体を4地区設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における勉強会の開催や、地域団体等に対する個別の説明のほか、公共施設において各地区の取組状況に係るパネル展示を実施するなど、様々な機会を通じて第2層協議体を設置する目的や必要性等について、理解促進を図ることにより、4地区(合計34地区)において第2層協議体が設置された。 ・一方で、未設置地区が5地区あり、これまでの支援を踏まえ、その地域に合った支援を行っていく必要がある。 ・設置地区については、地域課題の抽出や支援を必要とする住民の洗い出しに取り組んでいる地区、居場所づくり等の具体的な活動を展開している地区など、その進捗状況は様々であることから、支え合い活動の創出・充実につながるよう、担い手の育成や確保など、地域の実情に応じた支援を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:第2層協議体の設置促進と円滑な運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自治会圏域全39地区への設置に向け、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら、未設置地区での勉強会の開催や先進事例の紹介など、その地域の実情に応じた支援を繰り返し行っていく。 ・地域の主体的な活動を支援するため、引き続き第2層協議体の取組状況をまとめた事例集などを活用しながら、地域間の情報提供やネットワークづくりを行うとともに、地域の実情に応じて、生活支援活動の担い手の育成・確保に資する助言などを行っていく。 また、地域共生社会の構築に向け、第2層協議体において、参加者に対し、地域共生社会に係る意識醸成を図るとともに、高齢者のみならず、多様な主体が参画できるよう、各地区におけるニーズを把握しながら、支援の方法について検討していく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護の推進 今後増加が懸念される8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、これまで構築してきた医療・介護の連携体制の充実に加え、障がい福祉や生活福祉などの分野を超えた相談支援機関との関係づくりを行う必要がある。 市民が終末期を家族と過ごし、穏やかな看取りにつながる在宅医療や在宅看取りについて、市民自らその時期を迎えたときに、自らの意思に基づき、必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や居宅介護に関する理解促進を図る必要がある。 ・地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの機能強化 地域共生社会の構築に向け、地域包括支援センター職員が複雑化・複合化する課題に対応できるよう、職員の対応力の向上やセンター業務の効率化などを通して運営体制の強化を図る必要がある。 ・第2層協議体の設置促進 第2層協議体の未設置地区については、第2層協議体設置に向け、地域内の関係団体における第2層協議体への理解が進むよう、引き続き、各関係機関等と連携を取りながら、その設置目的等について周知啓発を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護の推進 包括的な相談支援体制の構築に向け、地域包括支援センターや医療・介護連携支援ステーションなどを中心に、これまでに地域包括ケアシステムにおいて構築してきた医療・介護の連携体制について更なる充実を図るとともに、地域共生社会の構築に向け、地域包括支援センターと障がい、子ども、生活困窮等の各相談支援機関との連携強化を図っていく。 在宅療養に係る市民の理解促進に向け、地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)において取組を検討しながら、パンフレットにまとめ、出前講座などの場で説明し、情報提供するほか、広く医療や介護の窓口で配付し、在宅療養に関する市民理解の促進を図っていく。 ・地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの機能強化 共生型の相談窓口として、複雑化・複合化する課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例を踏まえたワーキングや職種別研修などを通じ、センター職員の対応力の向上を図るとともに、介護予防ケアマネジメントの見直し(組合せ可能なサービスの充実など)や相談窓口におけるICT環境の整備などを通じ、より効果的・効率的な支援サービスの提供を図ることにより、運営体制を強化していく。 ・第2層協議体の設置促進 第2層協議体の未設置地区については、地域包括ケア推進会議(生活支援部会)において取組を検討しながら、地域包括支援センターや地域行政機関等との連携を密にし、勉強会や先進地事例の紹介を行うなど、その地域の実情に応じた支援を繰り返し行っていく。

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 障がい者の社会的自立の促進
-----	-----------------

施策主管課	障がい福祉課	総合計画 記載頁	115
-------	--------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	7 障がいのある人の生活を充実する	基本施策目標	障がいのある人が、乳幼児期から生涯にわたり、住み慣れた地域の中で、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会的に自立し、安心して充実した生活を送っています。
------	------------------------	-------	-------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	障がいのある人が、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会的に自立し、いきいきと生活しています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	単年度目標値	49	55	61	67	72	
	実績値	63.6	41.7	45.5	75.0	63.6	
	単年度の達成度	129.8%	75.8%	74.6%	112.0%	88.3%	
	単年度目標値						
	基準値(H28)	42.9					
	目標値(R4)	72					
成果指標	福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数(人)	89	98	107	113	119	B
	単年度目標値	89	98	107	113	119	
	実績値	97	71	87	104	97	
	単年度の達成度	109.0%	72.4%	81.3%	92.0%	81.5%	
	単年度目標値						
	基準値(H29)						
	目標値(R4)						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
(%)	H30	2.8%	12.8%	15.5%	15.0%	7.3%	58.4%	
	R1	6.3%	15.1%	21.4%	15.8%	6.7%	52.3%	
	R2	3.3%	16.7%	20.0%	13.0%	5.1%	55.1%	
	R3	2.8%	15.1%	17.9%	14.8%	6.4%	56.1%	
	R4	3.6%	13.5%	17.1%	15.0%	6.5%	56.5%	

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	本市実績	3.57	3.51	4.55	3.09	3.58	
	本市順位	4位/54市中	11位/58市中	5位/60市中	21位/62市中	9位/62市中	

※【① 施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
⇒	
⇒	

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]			B: 達成度70%以上100%未満 [20点]			C: 達成度70%未満 [15点]			産出 指標	B
		② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B					
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B							
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B							

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・国においては、障がい者の人権や尊厳尊重を促進するため、平成26年2月に「障害者権利条約」が発効され、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行された。また、令和3年6月には、「障害者差別解消法改正法」が公布され、これまで努力義務であった事業者における合理的配慮の提供が義務化された。(令和6年4月1日施行) ・「障害者総合支援法改正法」の施行後3年間の施行状況を踏まえた中間整理において、障がい者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実や障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進等が必要であると示された。 ・令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が明確化された。 ・障がい者による情報取得・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立した。 ・県においては、令和4年4月に障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的とした「栃木県障害者コミュニケーション条例」が施行された。 ・令和4年10月に本市において全国障がい者スポーツ大会が開催され、障がい者への理解が深まる機運が高まったことから、あらゆる機会を捉えて、更なる理解促進や合理的配慮の提供の促進に取り組む必要がある。			80点
施策指標	市民満足度	・全国障がい者スポーツ大会の開催を契機とした啓発活動や、わくわくアートコンクールの巡回展示やふれあい文化祭などを実施したことにより、障がい者に対する市民理解は一定得られており、市民満足度も前年度と比較してほぼ横ばいとなっている。		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	障がい者就職支援事業		障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「障がい者就職ガイダンス」、「障がい者就労体験」、「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画どおり	24	H27	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：ハローワーク及び商工会議所と連携した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者就職ガイダンス等の就職支援事業を実施したことにより、企業等の障がい者雇用の理解促進及び障がい者の雇用機会の創出が図られた。 障がい者の就労意欲の更なる向上のため、業種や職種の拡大を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】：中小企業等の参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら事業を実施していく。 令和6年4月から改定される障がい者法定雇用率の引き上げを見据え、企業の障がい者雇を一層支援するとともに、障がい者の一般就労拡大の契機となるよう、中小企業等の参加を促進し参加企業の増加などを図っていく。 	
2	工賃向上等支援事業		障がい者の就労及び工賃水準の向上	障がい者 障がい福祉サービス事業所 団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画どおり	9,929	H21	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：施設製品の販路拡大、工賃水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上の増加が工賃水準の向上につながることから、「わく・わくショップU」における魅力ある製品の販売や大型商業施設におけるマルシェ等の販売会を引き続き実施したほか、「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」を販売の好機と捉え出店を後押しするなど、工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、「わく・わくショップU」などの売り上げが回復するなど効果が得られた。 ※市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 (R2:16,703円, R3:17,479円) 令和元年度から開始した「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、下請け業務などの役務の開拓等を実施したほか、マッチング機能を活かし、大量受注役務に対し複数の事業所で対応するなどの共同受注の調整を図り、案件獲得につなげることができた。 <p>【②今後の取組方針】：各種事業の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施をしていくほか、販路拡大、共同受注の獲得及び販売会の拡充を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。 	
3	障がい者工賃ステップアップ事業		障がい者の工賃水準の向上	障がい福祉サービス事業所	事業所に経営等に関する専門家(中小企業診断士)を派遣し、生産活動における経営改善を支援	計画どおり	1,060	H28	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：中小企業診断士との連携による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による売上と費用等の分析・助言により、生産活動の効率化や事業所の経営改善がなされ、一部事業所では工賃水準の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針】：障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の工賃水準の向上を図るため、引き続き、中小企業診断士と連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し提案・助言するなど、事業所ニーズに応じた支援を行っていく。 	
4	移動支援事業	好循環P 戦略事業	外出及び余暇活動等、地域生活における自立生活及び社会参加の促進	屋外での移動が困難な障がい者・児	社会参加のための外出の際の移動支援の提供	計画どおり	91,632	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：適切なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外での移動が困難な障がい者・児に対し、移動介護を含めグループ支援や通学通所支援を提供することにより、事業者の柔軟な支援提供及び障がい者・者の自立生活や社会参加への促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針】：利用者ニーズを踏まえた事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、屋外での移動が困難な障がい者・児の地域生活における自立、社会参加の促進を図るため、個々の状況に応じ、支援が必要な障がい者・児への移動支援の提供や事業所における適正なサービス提供の実施を図るとともに、利用者等のニーズを把握し、サービスの向上に努める。 	
5	障がい者合理的配慮促進事業		障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	市職員 民間事業者 市民 障がい者	障がいや理由とする差別解消の取組を推進	計画どおり	375	H27	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：職員や市民等への周知・啓発及び更なる合理的配慮の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 差別的な取り扱いの防止や合理的配慮の提供について、新規採用職員への研修を実施したほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画をミヤラジ・バンパビジョンやプレックスのホームページ等で放映することや、わく・わくアートコンクール巡回展での啓発物品及びヘルプマーク・ヘルプカードのチラシ配布等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止していた街頭啓発を再開することにより、障がいや障がい者に対する理解の促進に努めた。(再掲) また、障がい福祉課窓口のタブレット端末を利用した、手話通訳問合せ対応サービスを行うほか、地域行政機関等での手続きの際に、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を実施している。 令和4年9月に障がい者手帳アプリを導入し、障がい者が市有施設における使用料の免除手続きを行う際にスマートフォンの画面による本人確認を可能にすることにより、障がい者の負担軽減や利便性の向上を図った。 令和4年10月に開催された全国障がい者スポーツ大会において、会場内にブースを設置し、合理的配慮に係る周知啓発を行った。 令和6年4月から民間事業者の合理的配慮を義務化する「障害者差別解消法改正法」が施行されることから、市民や民間事業者への周知啓発を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】：改正差別解消法の施行を見据えた周知啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいや理由とする差別解消の推進を図るため、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組みほか、全職員への研修や、手話通訳問合せサービス・遠隔手話通訳サービスの効果的な実施により、障がいへの理解促進を図っていく。 また、令和6年4月から民間事業者の合理的配慮を義務化する「障害者差別解消法改正法」が施行されることから、市民や民間事業者向けの啓発グッズを作成するなど、様々な周知啓発を実施していく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・障がい者の一般就労への移行や就労定着の推進 障がい者の社会的自立の促進を図るため、より多くの障がい者の一般就労への移行や就労定着の促進が図れるよう、障がい者の就職につながる機会の創出や障がい者と企業の相互理解の促進に取り組む必要がある。</p> <p>・障がい者の工賃水準の向上 一般就労が困難な障がい者の工賃水準の向上を図るためのより効果的・効率的な生産・販売活動ができるよう、施設製品の販路拡大や事業所の経営改善への支援に、より一層取り組む必要がある。</p> <p>・障がいや障がい者への更なる理解促進及び合理的配慮の提供に係る支援策の充実 障がい者による情報の取得利用等に係る法律・条例が成立していることや障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されることなどから、これらの契機を捉え、市民や民間事業者等に対する障がいや障がい者への更なる理解促進に取り組むほか、合理的配慮の提供に係る支援策の充実により一層取り組む必要がある。</p>	<p>・障がい者の就職につながる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進 障がい者の就職につながる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進に向け、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援事業所等と意見交換を行うとともに、就労体験会やハローワーク・商工会議所との共催による就職ガイダンスや事業所見学会において参加人数・企業の拡大に取り組んでいく。</p> <p>・施設製品の販路拡大や事業所の経営改善への支援 わく・わくショップUの運営及び事業所製品の販路拡大を行う「工賃向上等支援事業」や、事業所における役務の受注を促進する「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」を実施し、販路拡大、販売会の拡充、共同受注の獲得及び農業分野との連携を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。 また、「工賃ステップアップ事業」において、中小企業診断士と連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し、事業所ニーズに応じた支援を行っていく。</p> <p>・様々な周知啓発による障がいや障がい者への更なる理解促進 障がいや障がい者への更なる理解促進に向けて、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むことに加え、市民や民間事業者向けの啓発グッズを作成するなど、更なる理解促進に資する様々な周知啓発の実施に取り組んでいく。 また、合理的配慮の提供に対する支援策の充実に向けて、障がい者が情報を円滑に取得利用できるよう、遠隔手話通訳サービスなどを効果的に実施していく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 障がい者の地域生活支援の充実
-----	------------------

施策主管課	障がい福祉課	総合計画記載頁	115
-------	--------	---------	-----

関連するSDGs目標





1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	7 障がいのある人の生活を充実する	基本施策目標	障がいのある人が、乳幼児期から生涯にわたり、住み慣れた地域の中で、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会的に自立し、安心して充実した生活を送っています。
------	------------------------	-------	-------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	障がいのある人が、乳幼児期から生涯にわたり、住み慣れた地域において安心して生活を送っています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	産出指標	グループホームの棟数(棟)	単年度目標値	71	80	89	98	
基準値(H29.4)		実績値	62	64	70	103	127	
目標値(R4)		単年度の達成度	107	90.1%	87.5%	115.7%	129.6%	
単年度目標値								
成果指標	施設入所者の地域生活への移行者数(人)	単年度目標値	125	131	137	143	149	B
	基準値(H28)	実績値	113	120	121	122	125	
	目標値(R4)	単年度の達成度	149	96.0%	92.4%	89.1%	87.4%	
	単年度目標値							

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	3.0%	16.4%	19.4%	15.4%	7.1%	52.7%	
(%)	H30	1.8%	13.3%	15.1%	14.3%	7.0%	60.2%		
	R1	4.0%	17.0%	21.0%	14.9%	7.7%	52.3%		
	R2	3.3%	15.6%	18.9%	10.7%	4.7%	58.8%		
	R3	2.5%	13.7%	16.2%	14.5%	5.6%	58.4%		
	R4	4.4%	13.5%	17.9%	14.0%	5.2%	58.5%		

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ
	中核市水準比較	中核市平均	1.63	1.66	1.73	1.38	1.13	
福祉施設から地域生活への移行者数/施設入所者数(人)	本市実績	1.01	1.30	0.53	0.26	0.52		
	本市順位	26位/54市中	27位/58市中	38市/60市中	45市/62市中	39市/62市中		

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
→	
→	

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)		② 市民意識調査結果(満足度)		③ 主要な構成事業の進捗状況		総合評価
	産出指標	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	A	成果指標	
市民満足	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	B	市民満足	B	
構成事業	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	B	構成事業	B	
	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]				

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、障がい者の人権や尊厳尊重を促進するため、平成26年2月に「障害者権利条約」が発効され、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行された。また、令和3年6月には、「障害者差別解消法改正法」が公布され、これまで努力義務であった事業者における合理的配慮の提供が義務化された。(令和6年4月1日施行) 「障害者総合支援法改正法」の施行後3年間の施行状況を踏まえた中間整理において、障がい者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実や障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進等が必要であると示された。 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が明確化された。 障がい者による情報取得・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立した。 県においては、令和4年4月に障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的とした「栃木県障害者コミュニケーション条例」が施行された。 令和4年10月に本市において全国障がい者スポーツ大会が開催され、障がいや障がい者への理解が深まる機運が高まったことから、あらゆる機会を捉えて、更なる理解促進や合理的配慮の提供の促進に取り組む必要がある。 	85点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「グループホームの棟数」については、地域の相談支援体制の充実やグループホーム設置促進に係る補助金の助成など、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきたことなどにより、目標値を大きく上回っている。 「施設入所者の地域生活への移行者数」については、施設に入所している障がい者が重度化・高齢化していることなどにより、地域に移行できる障がい者が少なかったことから、目標値が達成できなかったが、前年度と比べ横ばいとなっている。 		
	市民満足度	相談支援事業や日中一時支援事業など障がい者に対する身近な福祉サービスの充実などに取り組むことなどにより、市民満足度は前年度と比べ横ばいとなっている。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	障がい者生活支援事業		在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画どおり	45,500	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援の実施及び相談支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度からの重層的支援体制に向けて、市内5ブロックに合わせた地区担当の障がい者生活支援センター(4か所)を設定したとともに、相談支援事業所を対象に、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修を実施したことにより、相談支援機関同士の連携強化が図られた。今後も更なる理解促進や連携強化など、相談支援体制の充実を図っていく必要がある。 また、サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病など緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」について、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者の掘り起こしに努めてきた。 <p>【②今後の取組方針:相談支援の充実・強化と多機関連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、重層的支援体制の5ブロックに合わせて障がい者生活支援センター1か所を増設し、多機関協働による支援を実施していくとともに、引き続き、相談支援機関への研修やガイドライン等を通じ、人材育成を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。 緊急時相談支援事業については、引き続き、計画相談員や地域包括支援センター、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者を把握していくとともに、重層的支援体制に合わせて、関係機関と更なる連携を図りながら、対象者の掘り起こしや支援を実施していく。 	
2	障がい者福祉施設整備費補助金		障がい者福祉施設の整備促進	市内で障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	144,291	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6期障がい福祉サービス計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障害者福祉施設の基盤強化を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の意向調査を行いながら、国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、計画の適切な進行管理を行っていく。 	
3	グループホーム設置促進事業補助金		障がい者グループホームの設置促進	新たなグループホームを運営する法人	備品購入費に対する補助	計画どおり	6,297	H27	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者グループホームの備品購入費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者グループホームの設置促進を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。 	
4	日中一時支援事業		障がい者等の一時的な活動の場の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供及び家族の一時的な休息等の確保	計画どおり	105,219	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設や特別支援学校等において、障がい者の一時的な活動の場の提供や、家族の休息等の確保が図られている。 令和2年度に放課後等デイサービスなど類似事業との役割を整理し、令和4年度までに事業終了とした放課後支援型については、利用者の他事業への移行状況などを把握し、支障がないことを確認した上で令和4年度末に終了した。 <p>【②今後の取組方針:利用者のニーズ等を踏まえた事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、適切な事業運営を図っていくとともに、利用者のニーズにあわせたサービスの提供が行えるよう、利用実態や利用者ニーズを把握していく。 	
5	発達支援ネットワーク事業	好循環P 戦略事業	関係機関との連携強化 市民への障がい理解の啓発	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援 研修会や啓発紙を活用した啓発活動	計画どおり	158	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療的ケア児支援に向けた関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達支援ネットワーク会議については、引き続き、「医療的ケア児に係る協議の場」として活用し、医療的ケア児台帳の更新報告とあわせて、関係機関(保健・医療・教育機関、民間事業所)との連携強化について、情報共有や意見交換の場の整備についての様々な意見をいただいた。また、事業所等を対象とした意見交換会及び医療的ケア児の支援に係る実務者との意見交換会を実施し、会議を活用し事業者の質の向上につなげてほしいとの意見をいただいた。 会議の本旨である「発達の遅れや障がいのある子の支援」を対象とした協議を積極的に進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:多様な障がい児への支援に向けた関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達支援ネットワーク会議において議論すべき課題等を適切に抽出し、会議の目的に沿った偏りのない議論につなげる。 医療的ケアを必要とする児童が増加する中、保健医療、福祉、教育等の関連分野においてより効果的な支援体制を構築できるよう、関係各機関との意見交換の場の充実を図る。 発達支援ネットワーク会議の意見を、第3期障がい児福祉サービス計画に反映させる。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域生活支援の充実 障がい者の地域移行・定着の促進を図るため、障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き、相談支援体制の強化や住まいの場の充実に取り組むとともに、多機関協働による支援を実施していく必要がある。</p> <p>また、障がい者の重度化や高齢化に対応するため、「親なき後」においても、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「体験の機会」や「緊急時の受け入れや対応」など、地域生活支援体制の各機能の充実を図る必要がある。</p> <p>・障がい児の療育体制の充実 障がい児の療育体制については、引き続き、関係機関等と連携し、家族の障がい受容を促しながら障がい児の早期発見・早期支援に努めるとともに、相談機能や療育の充実を図りながら、より一層、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を行うことが必要である。</p> <p>また、医療的ケア児を含む個別配慮の必要な児童及び家族に対する経済的・精神的負担を軽減するための支援の充実が必要である。</p>	<p>・地域生活支援体制の機能の充実 地域生活を支援する施策の充実に向けて、基幹相談支援センターを中核とした、障がい者生活支援センター、指定特定相談支援事業所による3層の相談支援体制の強化や、重層的支援体制に合わせた関係機関との更なる連携強化、体験的宿泊支援事業の利用者増及び受入先となるグループホームの拡大、緊急時相談支援事業における対象者の掘り起こし・支援実施などに取り組んでいくとともに、重度障がい者等の受け入れなど利用者のニーズに対応できるグループホームの設置促進など住まいの場の確保に取り組む。</p> <p>・障がい児の療育体制の充実 切れ目のない適切な支援の提供に向けて、引き続き、発達支援ネットワーク会議を活用するなど、関係機関との連携強化と情報の共有を図るとともに、保護者が障がいを受容するための丁寧な支援に努めていく。</p> <p>また、本人及び家族に対する経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療的ケア児等福祉手当の創設やかすが園・若葉園の延長療育の更なる拡大に向けた体制整備に取り組んでいく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進
-----	----------------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画 記載頁	117
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	8	身近な地域の福祉力を高める	基本施策目標	充実した保健・福祉サービスやバリアフリーの整備等により、住み慣れた地域において、共に支え合いながら安心して自立した生活を送っています。
------	------------------------	-------	---	---------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民の誰もがやさしさや思いやりのこころをはぐくむことができるよう、交流活動や福祉教育が充実しています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
								単年度 目標値	単年度 実績値
産出指標	出前福祉共育講座受講者数 (人/年)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	—		
	基準値 (H28)	4,274	実績値	4,166	3,473	1,528		950	2,567
	目標値 (R4)	4200以上	単年度の 達成度	99.2%	82.7%	36.4%		22.6%	61.1%
	単年度 目標値								
成果指標	障がい者シンボルマーク等の 認知度(%)	51.0	53.0	55.0	57.0	59.0	B		
	基準値 (H28)	48.2	実績値	49.1	50.1	48.0		45.8	49.5
	目標値 (R4)	59.0	単年度の 達成度	96.3%	94.5%	87.3%		80.4%	83.9%
	単年度 目標値								
	基準値 (H29)		実績値						
	目標値 (R4)		単年度の 達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	2.6%	17.8%	20.4%	16.2%	5.5%	52.1%	A
	H30	2.5%	14.0%	16.5%	13.5%	6.0%	60.4%	
	R1	4.4%	18.1%	22.5%	15.8%	4.4%	52.8%	
	R2	4.9%	20.7%	25.6%	14.7%	6.3%	47.0%	
	R3	3.9%	14.8%	18.7%	17.6%	7.0%	51.7%	
R4	6.7%	21.2%	27.9%	11.4%	3.9%	51.3%		

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								
【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ	
	中核市平均	0.57	0.55	0.55	0.54	0.47		
	本市実績	0.63	0.69	0.69	0.70	0.69		
	本市順位	15位/54市中	13位/58市中	12位/60市中	14位/62市中	15位/62市中	指標	評価

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況
・出前福祉共育講座受講者数 ⇒出前福祉共育講座にアシスタントとして協力する福祉共育サポーター養成講座などに、動画でのオンライン講習を取り入れ、実施体制の強化を図った。 希望する学校や企業などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響による外部講師の活用の制限等があり、受講者数は目標値を下回っているものの、行動制限の緩和などにより、前年度実績の2倍以上と大幅に改善している。

※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	—
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	A
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)						総合評価
施策を取り 巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や核家族化が進行する中、国においては、平成28年度に「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現を掲げ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域包括ケアシステムの構築の推進や地域共生社会の実現のための検討をすすめており、日頃からの声かけ・見守り活動など、地域における多様な支え合いの仕組みづくりが必要となっている。 ・国において、平成28年度に国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組(まちづくり分野)から成る「ユニバーサルデザイン2020行動計画」がとりまとめられ、学校教育や企業等における心のバリアフリーに向けた取組が必要となっている。 ・少子高齢化や核家族の進行、個人意識の多様化などに伴う地域における繋がり希薄化などにより、社会的孤立・孤独の問題が顕在化しつつあるほか、急速な人口減少と相まって地域福祉の「担い手」不足が懸念されている。 ・デジタルを活用した生活や働き方の変化に対応するため、福祉分野においてもICTを活用した取組が必要である。 					86点
施策指標	「障がい者シンボルマーク等の認知度」については、広報紙やホームページにおける周知のほか、チラシやカレンダーを作成し、イベントや保健と福祉の出前講座、小中学校で配布するなど、継続して様々な周知活動を実施したことなどにより、ほぼ横ばいで推移している。	市民満足度	従来のイベントやポスターコンクールに加え、SNSを活用した動画等によるプロモーションの実施やロゴマークの公募、福祉の祭典における動画によるボランティア団体の活動紹介など新しい手法も取り入れて様々な対象への啓発活動が行われたことにより、市民満足度は大きく改善している。			概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	やさしさをはぐむ福祉のまちづくり事業		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実 ・共生のこころをはぐむプロモーション事業	計画どおり	4,817	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年ぶりに行われた市民福祉の祭典による表彰の実施や、幅広い団体へ表彰推薦依頼を行ったことで、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。 ・多くの市民が利用しているデジタル媒体を活用した周知活動や、ロゴマークデザインを公募し、「地域共生社会」について考えるきっかけをつくるなど、地域共生社会の認知度の向上に向けて取り組むことができた。引き続き、より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、行動変容につながる効果的な啓発手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。 ・より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、市民の行動変容につながるよう、プロモーション事業の実績・評価をもとに、庁内関係課やNPO団体、事業者等と連携しながら、各種イベントをはじめとするあらゆる機会をとらえた周知啓発を行うほか、広告からアクセスするランディングページ(LP)の掲載内容の見直しやより効果的な啓発手法を検討する。
2	こころのユニバーサルデザイン推進事業		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布		769	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:おもしろい行動に関する啓発強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内中学校への啓発リーフレットの配布等に取り組んでいく。
3	保健と福祉の出前講座の実施		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	・保健と福祉の出前講座の実施	感染症の影響による変更	0	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。 ・令和4年度から一部講座で、オンライン講座も選択できるように整備したが、開催希望はなかった。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉サービスの周知や適切な利用につながるよう内容を充実するとともに、より効果的な周知方法を検討するなど運営上の工夫をしていく。
4	市民福祉の祭典開催		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	・福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画どおり	700	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民福祉の祭典の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じた上で、各種表彰やパネル展示、ボランティア団体のPR動画の放映を行うなど、3年ぶりに開催し、福祉への理解促進に取り組むことができた。 <p>【②今後の取組方針:各団体との連携による事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに効果的な事業となるよう、引き続き参加団体等と意見交換を行い、映像も活用した啓発を行うなど、福祉への理解促進につながる実施方法等について検討していく。
5	認知症周知啓発事業	好循環P戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	感染症の影響による変更	786	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、コロナの影響により依然として養成者数は低調となっているものの、オンライン方式の活用を働きかけながら、新たな団体・学校の開催につながるなど、着実に参画団体の裾野を広げている。 ・認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、養成者数が100人に達したほか、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症グループホームにおける演奏会の開催などにつながるなど、着実に活動の輪を広げている。 ・地域共生社会の構築に向け、認知症サポーターや認知症パートナーが地域で活躍し、それぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりを推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症パートナーが中心となり、認知症サポーターを始めとする地域住民が協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、認知症サポーターや認知症パートナーの活動を周知するとともに、地域住民によるはいかい高齢者の早期発見に資するスマホアプリの導入や、認知症を原因とする事故等が生じた場合に一定の補償を行う保険制度の創設に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会に向けた「我が事」意識の醸成 少子高齢化、核家族化の進行、個人意識の多様化などに伴う地域における繋がり希薄化や人口減少社会の到来などにより、地域福祉の「担い手」不足が懸念されていることから、福祉への興味・関心を広く市民に持ってもらうとともに、市民一人ひとりが社会とのつながりを絶やさず、安心して生活を送ることができるよう、地域での助け合いや支え合いなどを促進し、その行動につながる市民の「我が事」意識の醸成を図り、地域共生社会の理解促進に取り組む必要がある。 ・ICTの活用等を取り入れた交流活動や福祉教育の推進 集合型による講座については、感染症の影響を受けやすいため、保健と福祉の出前講座でオンライン講座も選択できるように体制の整備を図ったが、開催希望はなかったため、新たなICTの活用方法を検討し、より効果的に福祉教育の推進に取り組む必要がある。 ・認知症の方を地域で支える人材の養成・支援 高齢者を始めとする市民が、認知症があってもなくても同じ地域とともに暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加を受容する社会環境の整備や、認知症の方に対する具体的な支援活動の推進に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会に向けた「我が事」意識の醸成 地域共生社会の理解が進み、地域社会の一員としてその地域とかわりながら支え手となるよう、これまで以上に福祉のこころを育む人づくりを推進する。推進にあたっては、子ども・高齢者・障がい者・若年者などを含めた全ての市民が主体的に助け合い、支え合うまちづくりに向け、啓発リーフレットの配布や市民に高い訴求効果が期待される動画等によるプロモーションの実施、ボランティア養成講座の充実を図ることなどにより、「我が事」意識の醸成を強化する。 ・ICTの活用等を取り入れた交流活動や福祉教育の推進 福祉への関心と理解を深め、福祉活動に参加する人を増やすため、イベントでのVR等による認知症体験など、ICTを活かしながら講話だけでは得られない体験学習型の福祉教育を推進する。 ・認知症の方を地域で支える人材の養成・支援 認知症の方の社会参加を受容する社会環境の整備に向け、認知症サポーター養成講座の開催機会の拡大や認知症事故に関する保険制度の創設に取り組む。認知症の方に対する具体的な支援活動の推進に向け、認知症パートナーの活動促進や地域住民による徘徊高齢者の早期発見に資するスマホアプリの導入に取り組む。

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 安心して暮らせる福祉基盤の充実
-----	-------------------

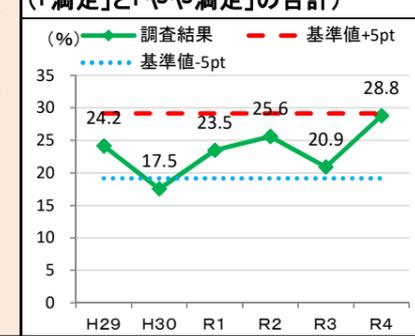
施策主管課	保健福祉総務課	総合計画 記載頁	117
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅱ 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	8	身近な地域の福祉力を高める	基本施策目標	充実した保健・福祉サービスやバリアフリーの整備等により、住み慣れた地域において、共に支え合いながら安心して自立した生活を送っています。
-----------	------	-----------------------	-------	---	---------------	--------	---

2 施策の取組状況	施策目標	市民の誰もが安心して自立した生活が送れるよう、保健・福祉サービスやバリアフリーなどの生活基盤が整っています。	指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
			産出						
			成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	保健と福祉の出前講座の実施回数(回/年)	100	100	100	100	100	—	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)							B		
	基準値(H28)	100	実績値	144	116	30		35	60	基準値(H29)	3.4%	20.8%	24.2%	18.2%		6.7%	45.7%
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	144.0%	116.0%	30.0%		35.0%	60.0%	H30	2.8%	14.8%	17.5%	20.3%		7.8%	52.1%
			単年度目標値							R1	3.7%	19.8%	23.5%	18.4%		6.7%	47.0%
成果指標	保健と福祉の個別支援件数(件/年)	8,800	9,100	9,400	9,700	10,000	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B		
	基準値(H28)	8,287件	実績値	9,018	8,495	9,840		11,429	12,137	H30	2.8%	14.8%	17.5%	20.3%		7.8%	52.1%
	目標値(R4)	10,000件	単年度の達成度	102.5%	93.4%	104.7%		117.8%	121.4%	R1	3.7%	19.8%	23.5%	18.4%		6.7%	47.0%
			単年度目標値							R2	3.7%	21.9%	25.6%	16.0%		6.5%	45.3%
								R3	4.7%	16.2%	20.9%	18.2%	7.5%	48.6%			
								R4	5.7%	23.1%	28.8%	15.3%	7.8%	43.0%			



※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

・保健と福祉の出前講座の受講者数
 ⇒オンライン講座などを選択できる体制を整備し、工夫を行った。
 行動制限の緩和などにより、希望団体が増加し、昨年度受講者数を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による受講機会の制限により、実施回数の目標を下回っている。

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調:A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調:主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ:C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)				総合評価		
施策を取り巻く環境等	・少子高齢化や核家族化が進行する中、国においては、平成28年度に「ニッポン一億活躍プラン」に地域共生社会の実現を掲げ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域包括ケアシステムの構築の推進や地域共生社会の実現のための取組を進めており、日頃からの声かけ・見守り活動など、地域における多様な支え合いの仕組みづくりが求められている。 ・育児、介護、障がい、貧困などに同時に直面する家庭等の複雑化・複合化した相談の増加に伴い、社会福祉法の一部改正(令和2年6月改正、令和3年4月施行)により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できるよう、新事業である「重層的支援体制整備事業」が法定化された。多機関連携による包括的な支援が求められている。 ・国においては、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、社会福祉施設の整備等への助成を通じ、地域生活の基盤づくりが進められている。 ・社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々に対し、国においては、平成27年度以降「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者自立相談支援事業や、生活困窮者住居確保給付金などの施策を講じてきており、特に令和3.4年度は、コロナ禍や物価高騰の影響による経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や貸付制度などの特例措置を講じてきた。今後においても、社会経済情勢に応じた支援策が求められている。			市民満足度	86点	
施策指標	保健と福祉の個別支援件数については、子育ての相談と精神的な問題や生活困窮など様々な問題が、複雑化・複合化した相談が増加し、保健師による訪問、面接、電話など、1世帯あたりの支援件数が多くなっており、目標値を上回っている。			市民満足度	概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	保健と福祉の相談事業		保健福祉サービスに係る市民への的確な情報提供と相談体制の充実	市民	保健と福祉の情報提供と相談	計画どおり	642	H10	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健と福祉の相談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等の関係機関と連携を図りながら、必要な保健福祉サービスの情報提供に取り組むとともに、外部研修の活用や内部研修、各所属内で困難相談事例を共有するなど、人材育成に努め、多様化する市民ニーズに適切に対応することができた。 これまで以上に、複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、より市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要である。 <p>【②今後の取組方針:保健と福祉の相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 困りごとを抱える市民が気軽に相談できるよう、市内30か所に開設した共生型相談窓口等の周知するとともに、相談者が抱える課題を整理し、関係機関に確実につなぐ。 問題が、複雑化・複合化し、支援関係機関の役割分担等の調整が必要な場合は、有識者の意見を伺いながら、支援プランを作成するとともに関係機関との連携強化を図りながら支援を行う。 相談対応能力向上のため、外部機関への研修参加や外部機関のスーパーバイザーを活用した事例検討会を行うなど、職員の更なるスキルアップ・人材育成に取り組む。 	
2	保健と福祉の出前講座の実施		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	・保健と福祉の出前講座の実施	感染症の影響による変更	0	H17	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。 令和4年度から一部講座で、オンライン講座も選択できるように整備したが、開催希望はなかった。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉サービスの周知や適切な利用につながるよう内容を充実するとともに、より効果的な周知方法を検討するなど運営上の工夫をしていく。 	
3	生活困窮者自立相談支援事業	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	44,987	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携を図り包括的かつ継続的な支援に取り組む、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができた。 令和3年度までは、コロナ禍の影響により新規相談件数が急増していたが、国による感染症対策や経済対策の実施により雇用情勢が持ち直し、新規相談件数等が減少したものと考えられる。 コロナ禍により増加傾向にあった生活困窮世帯への対応として、令和4年度から就労支援員を1名増員し2名体制とした。 生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように、窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか、広報誌および市ホームページ上で案内掲載を行い、生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して、2名のアウトリーチ支援員が339件の訪問や関係機関への同行などの支援を行い、包括的かつ継続的な支援を行った。 引き続き、雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視し、就労支援や住居確保給付金の活用などに繋がるよう引き続きハローワークと連携するとともに、アウトリーチ支援員の活用などにより生活困窮世帯を早期に相談窓口へ繋げる必要がある。 <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した包括的かつ継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の抱える複合的な課題を解消する支援を行うため、庁内各課はもとより関係機関等とも連携強化を図る。また、生活困窮者支援制度理解促進のため、更なる周知を図る。 ハローワークと連携した継続的な支援に取り組むとともに、アウトリーチ支援員の積極的な活用により、生活困窮世帯に対して相談窓口利用を促し、自立に必要な包括的かつ継続的な支援に努める。 令和5年度よりアウトリーチ支援員を2名増員し4名体制とし、生活困窮世帯に対する訪問や関係機関への同行の機会を増やすことで支援体制の強化を図る。 	
4	障がい者福祉施設整備費補助金		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	144,291	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6期障がい福祉サービス計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障害者福祉施設の基盤強化を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の意向調査を行いながら、国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、計画の適切な進行管理を行っていく。 	
5	介護施設整備費等補助金		地域密着型サービス事業所等の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所等の整備を行う法人	施設整備及び施設の防災・減災に資する設備等並びに開設準備に要する費用の一部助成	計画より遅れ	150,451	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護サービス提供基盤の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等の設備整備については、事業者に対し意向調査を行い、ニーズを把握しながら整備促進を図った。 施設整備については、第8期介護保険事業計画(R3～R5)に基づき、認知症対応型共同生活介護に対する未整備圏域への参入促進を図るため、募集方法の見直しを行い公募を実施したが、応募がなかった。 認知症対応型共同生活介護の未整備圏域へ整備促進を図るため、第9期介護保険事業計画の策定に併せ、募集条件等の見直しを検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:介護サービス提供基盤の更なる安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第8期介護保険事業計画の整備目標数が達成できるよう、経済情勢等を踏まえ、周知期間や工期を十分設け、着実な施設整備を推進する。 高齢者施設等の設備整備については、事業者へ交付金事業の周知・活用を図り、介護サービス提供基盤の更なる安定化を目指す。 第9期介護保険事業計画の策定に併せ、事業者の参入促進に繋がる募集条件を設定し、未整備圏域への整備促進を図る。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 少子高齢化の進行や、ライフスタイル・価値観の多様化など、地域福祉を取り巻く環境が変化化する中、8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、複雑化・複合化した相談に的確に対応していくため、多機関の連携・協働による相談支援体制の整備と円滑な運用を図る必要がある。</p> <p>・生活困窮者への支援の充実 雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視しつつ、生活困窮世帯の抱える複合的な問題を解決するため、生活困窮者を早期に自立相談支援機関に繋げ、関係機関と連携した的確な支援を行う必要がある。</p> <p>・計画的な施設整備やバリアフリーの推進 市民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「第6期障がい福祉サービス計画」や「第8期介護保険事業計画」に基づき、変化していく社会環境や多様なニーズに即したより質の高いサービスを提供できる障がい者福祉施設や介護施設等の整備促進を進める必要がある。 全国障がい者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)を契機に心のバリアフリーやユニバーサルデザイン、情報のアクセシビリティに配慮したまちづくりなど、次世代へつなぐ「レガシー」としての取組をより一層進めていく必要がある。</p>	<p>・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 世代や属性、相談内容等に関わらず相談を受け止め、必要な支援につなぐため、市内30か所に共生型の相談窓口「エールU」を開設し、誰もが気軽に相談することができるよう、市民及び各団体に対し更なる周知を図る。 エールUや機関協働事業者、各支援機関等において定期的な情報交換・共有を図り、顔の見える関係を構築し、エールUにおける適切な関係機関へのつなぎや、多機関協働事業者における関係者連携の円滑化などの支援に向けたマネジメントに係るスキルアップ研修を行うことにより、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいく。</p> <p>・生活困窮者への支援の充実 生活困窮者の抱える複合的な問題について、解決に向けた支援を行うため、庁内各課はもとより関係機関等とも連携を強化するとともに、生活困窮者支援制度理解促進のため、更なる周知を図る。また、引き続きアウトリーチ支援員による包括的な支援に取り組む。 離職や減収を要因とした生活困窮者に早期自立を促すため、就労支援員を効果的に活用し、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組む。 生活困窮者への支援を行うにあたり、生活困窮者が社会から孤立することがないように地域活動等への参加を促すなど、生活困窮者対策の充実を図る。</p> <p>・計画的な施設整備やバリアフリーの推進 障がい者や高齢者の視点に沿ったより質の高いサービス提供が行われるよう、障がい者福祉施設や介護施設について、事業計画の丁寧な説明や周知方法の工夫などにより、事業者の参入促進を図るとともに、選定された整備事業者に対しては、適切な管理を行うことにより、計画的な整備を行っていく。 高齢者、障がい者など、誰もが安心して日常生活や社会生活を営めるよう、公共的施設整備補助事業の活用などによるハード面でのバリアフリー化とともに、障がい者の外出を妨げる要因となっている「心理的バリア」を取り除く取り組みを進めていく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 共に支え合う地域社会づくりの推進
-----	--------------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	117
-------	---------	---------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅱ 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	8 身近な福祉力を高める	基本施策目標	充実した保健・福祉サービスやバリアフリーの整備等により、住み慣れた地域において、共に支え合いながら安心して自立した生活を送っています。
-----------	------	-----------------------	-------	--------------	--------	---

2 施策の取組状況	施策目標	市民の誰もが住み慣れた地域で福祉活動に積極的に参加し、共に支え合いながら自立した生活を送っています。	指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
			産出						
			成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価																																		
	産出指標	ボランティア養成講座受講者数(人/年)	単年度目標値	320	325	331	336			342	—		<table border="1"> <tr> <th>基準値(H29)</th> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>満足度(計)</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> <th>わからない</th> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>2.8%</td> <td>16.3%</td> <td>19.0%</td> <td>18.0%</td> <td>6.1%</td> <td>47.3%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>4.2%</td> <td>21.9%</td> <td>26.0%</td> <td>15.8%</td> <td>4.2%</td> <td>50.2%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>4.4%</td> <td>20.9%</td> <td>25.3%</td> <td>12.3%</td> <td>6.0%</td> <td>50.2%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4.5%</td> <td>15.6%</td> <td>20.1%</td> <td>17.3%</td> <td>5.9%</td> <td>52.0%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6.0%</td> <td>17.6%</td> <td>23.6%</td> <td>14.0%</td> <td>7.0%</td> <td>50.8%</td> </tr> </table>	基準値(H29)	満足	やや満足	満足度(計)		やや不満	不満	わからない	H30	2.8%	16.3%	19.0%	18.0%	6.1%	47.3%	R1	4.2%	21.9%	26.0%	15.8%	4.2%	50.2%	R2	4.4%	20.9%	25.3%	12.3%	6.0%	50.2%	R3	4.5%	15.6%	20.1%	17.3%	5.9%	52.0%	R4	6.0%	17.6%
基準値(H29)			満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない																																												
H30			2.8%	16.3%	19.0%	18.0%	6.1%	47.3%																																												
R1		4.2%	21.9%	26.0%	15.8%	4.2%	50.2%																																													
R2		4.4%	20.9%	25.3%	12.3%	6.0%	50.2%																																													
R3		4.5%	15.6%	20.1%	17.3%	5.9%	52.0%																																													
R4	6.0%	17.6%	23.6%	14.0%	7.0%	50.8%																																														
基準値(H28)	316	実績値	263	227	117	121	252																																													
目標値(R4)	342	単年度の達成度	82.2%	69.8%	35.3%	36.0%	73.7%																																													
ボランティアセンターのボランティア登録団体数(団体)	単年度目標値	335	340	346	351	357	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照																																												
	基準値(H28)	330	実績値	360	366	365			345																																											
	目標値(R4)	357	単年度の達成度	107.5%	107.6%	105.5%			102.3%	96.6%																																										
成果指標	ボランティアセンターのボランティア登録団体数(団体)	単年度目標値	335	340	346	351	357		B	【参考指標】 中核市水準比較 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数/市民千人あたり(団体数)																																										
		基準値(H28)	330	実績値	360	366	365				345																																									
		目標値(R4)	357	単年度の達成度	107.5%	107.6%	105.5%				102.3%	96.6%																																								
	中核市水準比較	中核市平均	0.57	0.55	0.55	0.54	0.47	評価の組合せ 指標 評価																																												
		本市実績	0.63	0.69	0.69	0.70	0.69																																													
		本市順位	15位/54市中	13位/45市中	12位/60市中	14位/61市中	15位/62市中		指標 評価																																											

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況
 ⇒ ボランティア養成講座受講者数については、今年度予定していた講座はすべて開催することができ、前年度実績を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が集まりにくい時期もあり、目標値には達しなかった。

① 施策指標(産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調:A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調:主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ:C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	・少子高齢化や核家族化が進行する中、地域福祉の担い手不足が深刻化することが想定されており、国においては、平成28年度に「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現を掲げ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域包括ケアシステムの構築の推進や地域共生社会の実現のための検討を進めており、日頃からの声かけ・見守り活動など、地域において互いに支え合う地域社会づくりが求められている。 ・高齢化が進行する中、台風やゲリラ豪雨など近年大規模な自然災害が頻発しており、平常時から声かけや見守りなど地域ぐるみで助け合う関係を構築し、災害時には避難支援が必要な方を円滑かつ着実に避難させ、生活再建にむけた復旧も速やかにすすめることがますます求められている。		79点 概ね順調
施策指標	・ボランティアセンターのボランティア登録団体数については、高齢化や会員数減を理由に解散した団体もあり、前年度実績を下回っているものの、単年度目標値の96.6%であり一定数は確保している。	市民満足度	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	やさしさをはぐむ福祉のまちづくり事業		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実 ・共生のこころをはぐむプロモーション事業	計画どおり	4,817	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】 ・3年ぶりに行われた市民福祉の祭典による表彰の実施や、幅広い団体へ表彰推薦依頼を行ったことで、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。 ・多くの市民が利用しているデジタル媒体を活用した周知活動や、ロゴマークデザインを公募し、「地域共生社会」について考えるきっかけをつくるなど、地域共生社会の認知度の向上に向けて取り組むことができた。引き続き、より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、行動変容につながる効果的な啓発手法を検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】 ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。 ・より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、市民の行動変容につながるよう、プロモーション事業の実績・評価をもとに、庁内関係課やNPO団体、事業者等と連携しながら、各種イベントをはじめとするあらゆる機会をとらえた周知啓発を行うほか、広告からアクセスするランディングページ(LP)の掲載内容の見直しやより効果的な啓発手法を検討する。</p>
2	まちづくり活動応援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・アプリを活用したまちづくり活動情報の発信・入手、まちづくり活動への参加機会の創出	計画どおり	14,151	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の推進】 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の認知度向上及び活用支援】 ・活用促進が図られるよう、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けた画面改修を行うほか、活動者の「励み」や実施団体の「活向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。</p>
3	高齢者等地域活動支援ポイント事業	SDGs	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	22,282	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の円滑な実施と登録団体へのアンケート実施による現状把握】 ・コロナ禍においても、リモートによる傾聴活動など、各団体において、できる限りの工夫をしながら活動を行うことができた。 ・全庁的なDX推進の流れを踏まえ、本市で実施している他のポイント事業と同様、アプリでの実施の可否について、登録団体へアンケートを実施し、現状把握に取り組んだ。</p> <p>【②今後の取組方針:参加促進に向けた事業の充実】 ・アンケートの実施結果などを踏まえながら、アプリの導入を含めた今後の在り方について検討する。 ・市主催の「はつらつ教室」など、回数が10回程度で完結する事業のみの参加者でも奨励物品への交換をしやすいように、専用の申請書を、当該事業参加者用に用意するなど、申請書等の見直しを行っていく。</p>
4	民生委員活動等に対する支援		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	・民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	18,723	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・一斉改選により、多くの民生委員・児童委員が新たに委嘱されたことから、効果的にかつ着実に技術の習得ができるよう支援する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・一斉改選年度の翌年度にあたることから、全体研修会および各ブロックにおける分散会を実施し、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。</p>
5	災害時要援護者支援事業		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画どおり	802	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の理解促進】 ・コロナの状況を踏まえながら、説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め、全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備、防災訓練での要援護者の参加などを通して、支援体制の実効性を高める必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】 ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、地区の状況に応じて制度の理解促進を図り、制度への参入を促進する。 ・地域における要援護者の対応を想定した訓練の実施に向け、要援護者体験用器具の活用や要援護者の総合防災訓練等への参加を促す取組を推進する。さらに、個別避難計画の策定を推進し、より実効性のある制度に向けて検討を進める。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域共生社会に向けた支え合いの充実 人口減少や少子高齢化が進行する中、地域社会における支え合いの充実に向け、第2層協議体が設置されている地区において、地域課題の抽出や支援を必要とする住民の洗い出しに取り組んでいるところであり、今後、これらを踏まえ、更なる支え合い活動の創出に向けた検討が進むよう、支援を継続する必要がある。 また、地域における支え合いの中心的な役割を担う民生委員や福祉協力員のスキルアップ及びボランティア活動の促進に向けた支援の充実が必要であるほか、新たな担い手の更なる確保に向けた「まちづくり活動応援事業」や「高齢者等地域活動支援ポイント事業」の充実に取り組む必要がある。さらに、困難を抱える市民を、地域の社会的な資源を活用した取組等に結び付ける必要がある。</p> <p>・災害時における支え合いの促進 災害時要援護者支援については、災害時に避難支援が必要な方が着実に避難できるよう、各地区において制度理解の促進や定期的な台帳更新への支援を行う必要がある。</p>	<p>・地域共生社会に向けた支え合いの充実 地域における支え合いの充実に向け、地域間の情報提供やネットワークづくりを行うとともに、地域の実情に応じて、生活支援活動の担い手の育成・確保に資する助言などを継続して行いながら、地域共生社会の構築に向け、参加者に対する地域共生社会に係る意識醸成を図っていく。 地域における支え合いの一層の推進を図るため、民生委員児童委員活動に係る支援の充実を図るとともに、地域活動への市民参加をより一層促進するため、ボランティア養成講座と実際の活動につなげるための取組の強化、まちづくり活動応援事業の認知度向上並びに活用支援、及び高齢者等地域活動支援ポイント事業への参加支援に向け、取組の強化を図っていく。 また、市全域にまたがる課題等を検討し、地域における支え合い活動を支援する体制づくりに係る検討を行っていく。</p> <p>・災害時における支え合いの促進 災害時要援護者支援制度の取組を推進し、個別避難計画の作成を推進することにより、災害時の避難支援が必要な方が着実に避難できるよう、地域の防災訓練や説明会を通じた制度の理解促進や要援護者台帳の整備に取り組んでいく。</p>